

課題の整理（たたき台）

（Ⅰ）介護保険におけるケアマネジメント

＜自立支援＞ ＜地域包括ケアシステム＞ ＜中立公平＞
＜介護支援専門員の位置付けと役割＞ ＜専門性（知識・技能）＞

（Ⅱ）ケアマネジメントの現状と評価

＜ケアプランの現状等の調査・分析＞
＜ケアマネジメントの質の評価＞

（Ⅲ）保険者の役割

＜保険者機能の強化＞

（Ⅳ）個別検討事項

①制度・システム等

＜地域包括支援センター＞
＜居宅介護支援事業所＞
＜施設の介護支援専門員＞
＜サービス事業者＞
＜利用者等＞
＜基準・介護報酬＞

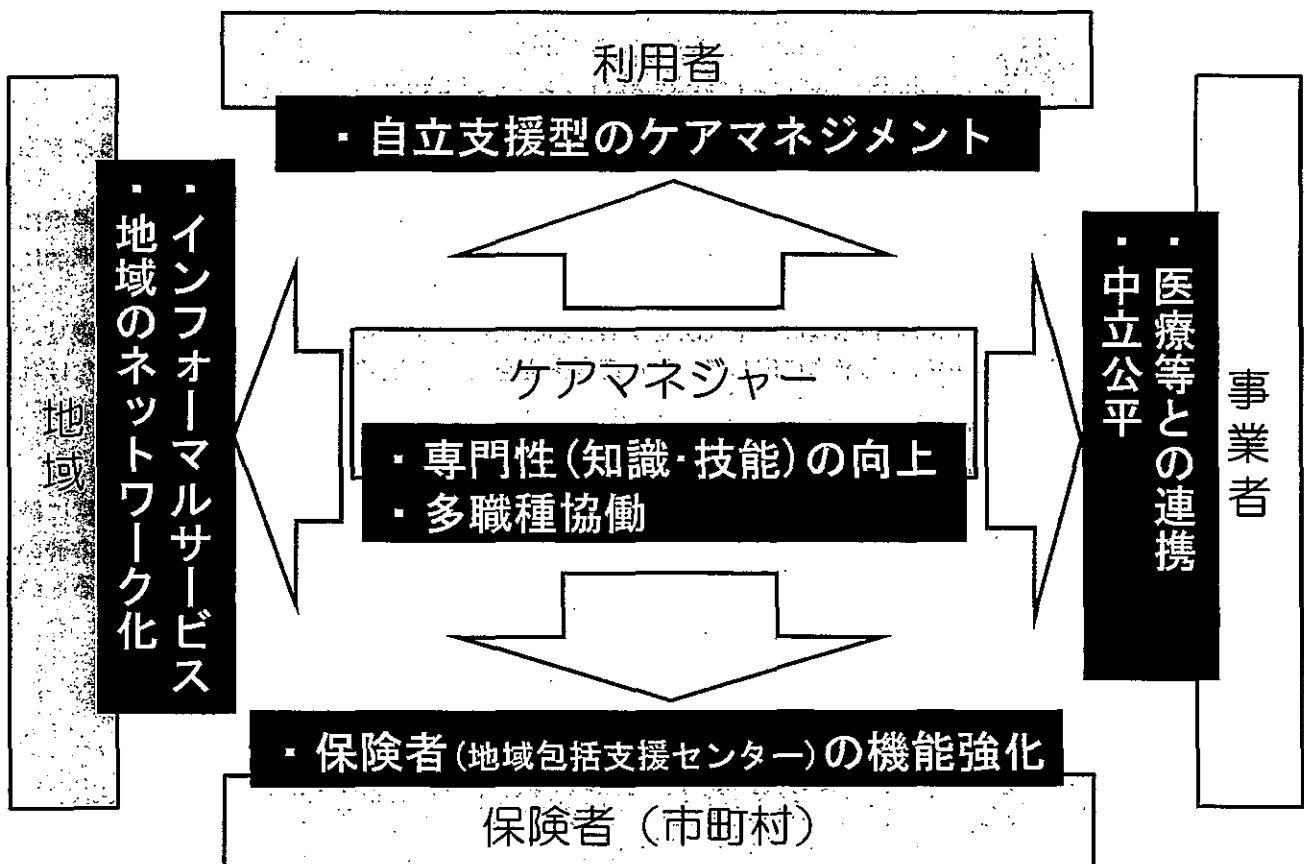
②運用・実践等

＜多職種協働・ケアカンファレンス＞
＜インフォーマルサービス＞
＜退院・退所時等の調整＞
＜ケアプラン様式等＞
＜ケアプラン点検＞

③資質・能力等

＜実務研修受講試験＞
＜法定研修＞
＜OJT・スーパービジョン＞
＜主任介護支援専門員＞
＜資格のあり方＞

【参考】



(I) 介護保険におけるケアマネジメント

○ 介護保険におけるケアマネジメントに求められる要素は何か。

<自立支援>

- ・介護保険法の理念(法第2条、第4条)の実現を目指すべきではないか。
- ・介護保険が保障する生活の姿を明確化すべきではないか。
- ・生活行為向上を目指すべきではないか。

<地域包括ケアシステム>

- ・地域包括ケアシステムの実現を目指すべきではないか。

<中立公平>

- ・中立公平なケアマネジメントを目指すべきではないか。

○ 介護支援専門員の果たすべき役割と業務の範囲についてどう考えるか。

<介護支援専門員の位置付けと役割>

- ・介護保険における「ケアマネジメント」の内容についてどう考えるか。
 - ーアセスメント/ケアプラン作成/カンファレンス/サービス調整/モニタリング/評価
 - ーケアマネジメントの対象範囲は、「重く、急がない」「複雑な事例」に限るべきではないか。
 - ー「介護支援専門員」と「ケアマネジャー」の概念には、ずれがあるのではないか。
- ・「ソーシャルワーク(相談援助)」との関係についてどう考えるか。
- ・給付管理業務の位置付けについてどう考えるか。
- ・ケアカンファレンスを有効に機能させることが重要なのではないか。
- ・ケアとケアマネジメントの一体的提供など、ケアマネジメントには多様な方法があるのではないか。

○ 介護支援専門員としての職能に求められる知識と技能の内容は何か。

<専門性(知識・技能)>

- ・高度なアセスメント能力(課題抽出)、プランニング能力(課題対応、解決)、モニタリング能力(検証、評価、進行管理)が求められるのではないか。
- ・多職種協働、医療との連携や地域コーディネートなどに必要な能力が求められるのではないか。
- ・「居宅」の介護支援専門員と「施設」の介護支援専門員のそれぞれの「専門性」についてどう考えるか。
- ・必要な知識と技能を効果的・効率的に学習する体系を構築すべきではないか。

3

[参考] 介護保険法(抄)

【第2条】 (介護保険)

- 1 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

【第4条】 (国民の努力及び義務)

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

4

(Ⅱ) ケアマネジメントの現状と評価

○ 介護保険におけるケアマネジメントの現状と評価についてどう考えるか。

<ケアプランの現状等の調査・分析>

- ・ケアプランの実態等を調査・分析し、現状において不足している知識や技能を明らかにすべきではないか。

<ケアマネジメントの質の評価>

- ・ケアマネジメントの質を評価する指標についてどう考えるか。

(ストラクチャー)

- ・「資格要件」、「実務研修受講試験」、「研修カリキュラム」、「配置基準」等についてどう考えるか。

(プロセス)

- ・ケアマネジメント・プロセスの工程管理(計画、実施、結果)についてどう考えるか。
- ・サービス担当者会議や地域ケア会議等の多職種協働によるプロセスを重視すべきではないか。

(アウトカム)

- ・ケアプランで立てた目標が達成されることが1つのアウトカムなのではないか。
- ・要介護度の変化やADL/IADLの変化(身体・精神状況の経年的な変化速度)を明らかにする指標(例:角度指標)などのアウトカム指標についてどう考えるか。

5

[参考] 現行ケアプランの課題に関する指摘

※「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する調査研究」(平成24年3月 日本総合研究所)より

(1) ケアプランの作成に関する課題	(2) 情報収集とアセスメントに関する課題	(3) 個別サービス等に関する課題
① ケアプラン様式への記載方法が定着していない 家族の意向の主体、通院や服薬等の医療情報、インフォーマルな支援、日常生活スケジュール等の明記を定着させることが必要。	① 情報収集が不十分 アセスメントに必要な利用者・家族の状況に関する情報を十分に収集できるよう、実務研修等での指導を見直すことが必要。	① 個別のサービス内容とその効果が把握しにくい 利用者・家族等の情報共有を円滑にするため、個別サービス計画の様式を一定程度定めることが必要。
② 認知症や廃用症候群の状態に応じたケアプランの事例に関する情報の不足 ケアプランを作成する際に参考となる事例(認知症や廃用症候群の事例)の情報を普及することが必要。	② 主治医からの情報収集が不十分 医療職からの情報提供が円滑に行われる環境整備が必要であり、介護認定審査会に付される主治医意見書の取扱いを見直すことが必要。	② 訪問看護、リハビリテーション、認知症対応のサービスの充足度の検証 介護保険事業計画での基盤整備の見直しも踏まえつつ、地域ごとに利用者の状態像を踏まえた検証が必要。
③ 課題整理の根拠情報の記載方法が定まっていない 事務負担を軽減し、多職種間の情報共有を円滑にするため、課題整理の根拠となった情報の記録様式を定めることが必要。	③ 収集した情報の分析と課題解決の優先順位付けが不十分 利用者・家族の状況の要因を分析し整理することが必要。チームケアを円滑に進めるには、課題の分析と優先順位付けを確実に実施することが必要。	③ ケアマネジメントの検証方法に関する課題 日常的に作成・共有している書類を活用することにより、検証に必要な情報を収集できる仕組みの構築が必要。
④ 課題分析が不十分 記述方法にとらわれ、課題分析が不十分となっている。課題分析を十分に行うことが重要であり、画一的に「～したい」という表現にすることは改めることが必要。	④ 短期目標が曖昧 短期目標が曖昧となる一因は、予後予測を捉えにくいことがあると考えられるため、アセスメントの際に、参考となる具体的な予後予測の例に関する情報を普及することが必要。	

6

(Ⅲ) 保険者の役割

○ 保険者の役割についてどう考えるか。

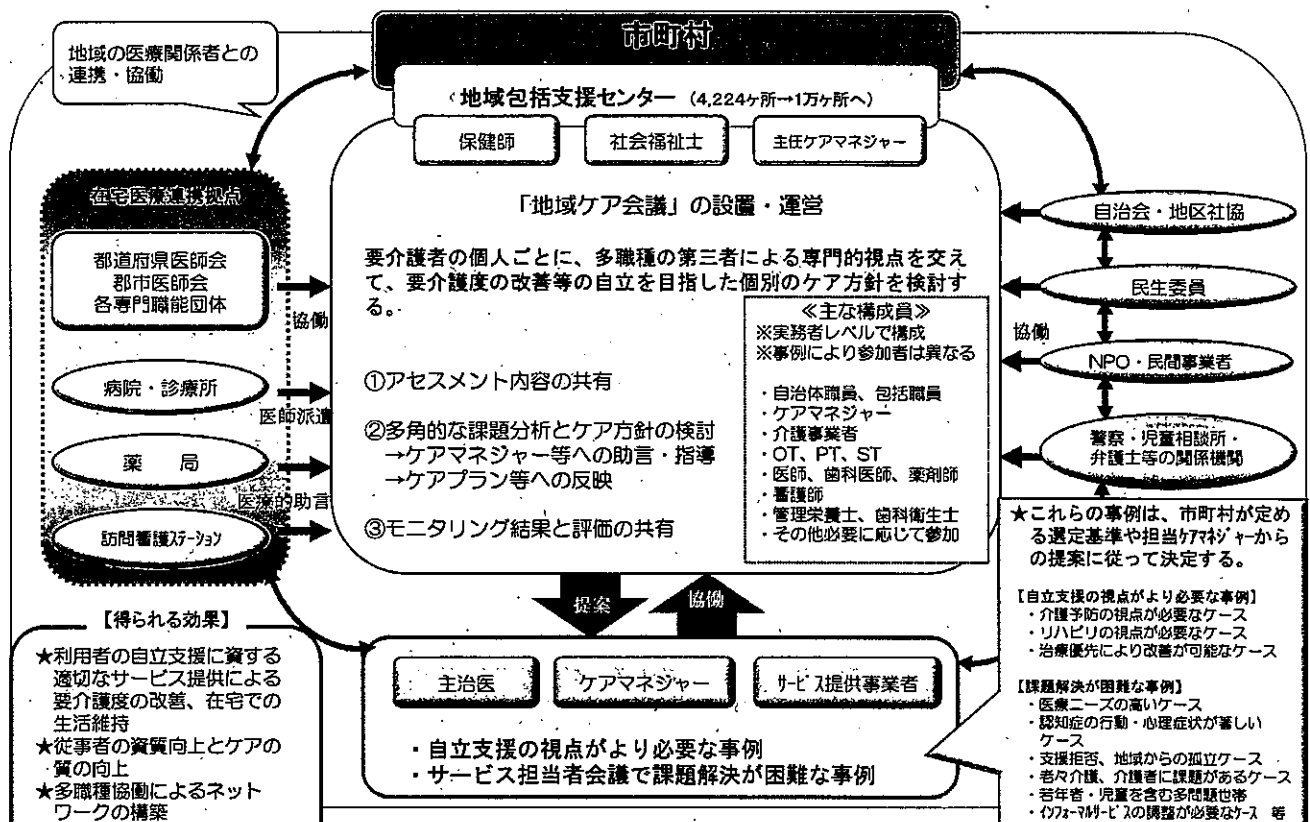
< 保険者機能の強化 >

- ・地域包括支援センターを中心とする「地域ケア会議」の役割と機能を位置付けるなど保険者機能を発揮しやすい仕組みとすることが有効なのではないか。
- ・保険者として地域の介護支援専門員の指導・支援や地域のネットワークづくりに積極的に取り組むべきではないか。
- ・保険者や地域包括支援センターの機能について、「連携活動能力評価尺度」などを用いて評価すべきではないか。
- ・介護保険事業計画の中に地域における多職種連携等の具体的方策を盛り込むべきではないか。
- ・保険者は利用者・家族等に対して、介護保険における自立支援の啓発・周知を積極的に行うべきではないか。

7

[参考]

「地域ケア会議」のイメージ



8

(Ⅳ) 個別検討事項① 制度・システム等

○ 制度・システム面における対応についてどう考えるか。

<地域包括支援センター>

- ・「総合相談」の機能を強化すべきではないか。
- ・「地域ケア会議」の制度的位置付けなど、多職種協働の拠点としての機能を強化すべきではないか。
- ・地域の介護支援専門員の指導・支援機能を果たすべきではないか。
- ・地域ネットワークづくりのコーディネート機能を強化すべきではないか。
- ・「介護予防支援」(予防ケアプラン)のあり方についてどう考えるか。

<居宅介護支援事業所>

- ・保険者(市町村)の関与を強めるべきではないか。
- ・1人事業所など、小規模事業所のあり方について検討すべきではないか。
- ・事業所としての責務と介護支援専門員としての専門性との関係に留意すべきではないか。
- ・介護保険制度における居宅介護支援事業所の位置付けについてどう考えるか。

<施設の介護支援専門員>

- ・施設におけるケアカンファレンス等の調整役として、介護支援専門員を位置付けるべきではないか。
- ・生活相談員(特養)、支援相談員(老健)の行う相談援助業務との関係を整理すべきではないか。
- ・施設においても在宅あるいは地域との連続性を確保するためのケアマネジメントのあり方を検討すべきではないか。

<サービス事業者>

- ・個別サービス計画に基づくサービスの実施を確保すべきではないか。
- ・サービス事業所と居宅介護支援事業所との関係(独立性)のあり方についてどう考えるか。

<利用者等>

- ・利用者本人の主体性を尊重した、いわゆるセルフケアプランの活用についてどう考えるか。
- ・居宅介護支援における利用者負担の導入についてどう考えるか。

<基準・介護報酬>

- ・介護報酬上の評価のあり方等についてどう考えるか。

9

(Ⅳ) 個別検討事項② 運用・実践等

○ 運用・実践面における対応についてどう考えるか。

<多職種協働・ケアカンファレンス>

- ・サービス担当者会議などケアカンファレンスの充実を図るべきではないか。
- ・「地域ケア会議」等を通じて、多職種協働による第三者の視点からケアプランをチェックすることが有効ではないか。
- ・多職種協働のための共通のアセスメント基盤が必要なのではないか。
- ・医療職(在宅医療、訪問看護、リハビリ)との連携を強化すべきではないか。

<インフォーマルサービス>

- ・インフォーマルサービスなど、地域資源を積極的に活用する方策を検討すべきではないか。

<退院・退所時等の調整>

- ・退院・退所後のリハビリテーションの継続などサービス調整の仕組みやネットワークづくりが重要なのではないか。

<ケアプラン様式等>

- ・アセスメントから課題抽出、ケアプラン作成に至る思考プロセスを明確にすべきではないか。
- ・参考プラン(例)などの情報発信を行うべきではないか。

<ケアプラン点検>

- ・保険者によるケアプラン点検について「地域ケア会議」の機能を活用するなど、多職種協働の視点を導入すべきではないか。

(Ⅳ)個別検討事項③ 資質・能力等

○ 介護支援専門員の養成のあり方についてどう考えるか。

<実務研修受講試験>

- ・受験資格は、国家資格保持者に限定するなど、要件の見直しを行うべきではないか。
- ・受講試験の内容や科目免除の取扱いを見直すべきではないか。

<法定研修>

- ・実務研修修了後、一定期間の「現場実習(いわゆるインターン)」を義務付けるべきではないか。
- ・法定研修カリキュラムについて、「認知症」「リハビリテーション」の充実など、必要な見直しを行うべきではないか。
- ・更新研修の内容を見直すべきではないか。
- ・法定研修の修了時の「修了評価」を導入すべきではないか。
- ・都道府県が指定する研修機関の研修内容の評価を行うべきではないか。

<OJT・スーパービジョン>

- ・事業所内で、OJTやスーパービジョンが有効に機能する環境づくりを行うべきではないか。
- ・介護支援専門員の能力を評価する仕組みが必要なのではないか。
- ・地域における実践的な場での学びのできるコミュニティづくりが重要なのではないか。

<主任介護支援専門員>

- ・主任介護支援専門員の位置付けと役割を明確化すべきではないか。
- ・主任介護支援専門員に「更新制」を導入するとともに、活動実績を評価すべきではないか。
- ・認定ケアマネジャーの認定方法が参考になるのではないか。

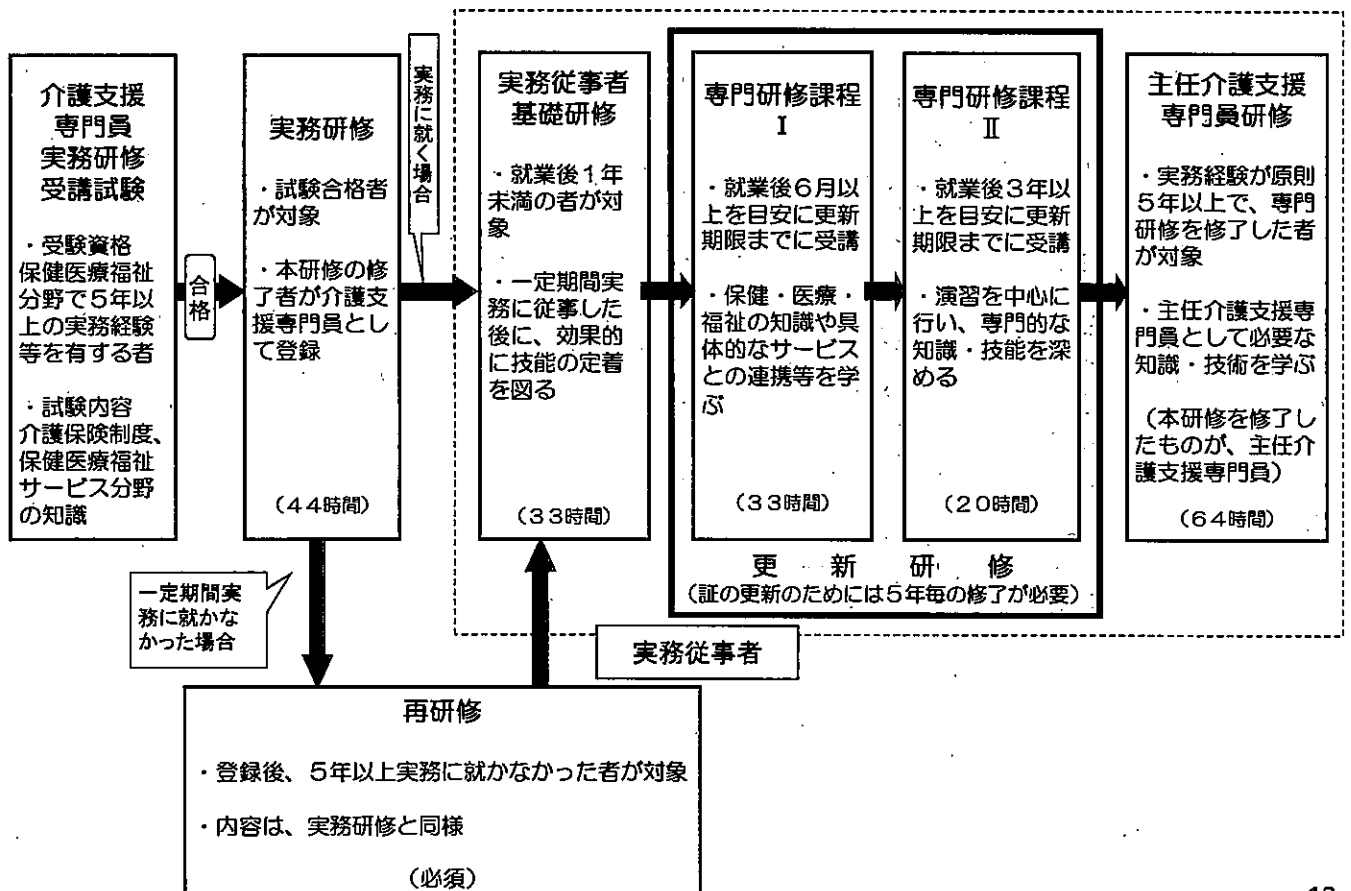
<資格のあり方>

- ・介護支援専門員の国家資格化についてどう考えるか。
- ・社会福祉士など既存の国家資格との関係整理が必要となるのではないか。
- ・養成カリキュラムの策定・見直しについては、多職種協働のプラットフォームにおいて議論・検討することが有効なのではないか。

11

[参考]

介護支援専門員の研修体系



12